

フランスにおける法律援助に関する一考察

——民事関係を中心にして——

萩原貞正

一 はじめに

二 立法的変遷

- (1) 裁判救助
- (2) 裁判援助
- (3) 法律援助

三 法律援助

(1) 裁判上の援助

- (i) 裁判上の援助を受けるための要件
- (ii) 裁判上の援助事務局の決定
- (iii) 裁判上の援助の効果
- (iv) 裁判上の援助の取消し

(2) 権利へのアクセス援助

- (i) 一九九一年七月一〇日の法律による新制度
- (ii) 機能——裁判上の援助との比較において
おわりに

四

フランスにおける法律援助に関する一考察

一 はじめに

フランスにおける裁判の無償は、一七九〇年八月制定の法律に遡る。すなわち、フランスではこの法律の第二章一六条によって裁判は無償で行なわれることが規定された。しかし、この規定では裁判官の報酬が国により支払われることを意味するから、訴訟当事者の方は、なお、彼らに協力を提供する裁判補助者（弁護士、代訴士、執行吏、鑑定人など）の謝礼および報酬の支払いを負担しなければならなかった。これらの費用は訴訟が複雑な場合には、時としてかなりの金額に達した。したがって、これらの費用を負担できない者には、裁判所の門が閉ざされる結果となり、それは法の前の平等、裁判を受ける権利の保障を根底から崩壊させる危険性を持った。裁判の無償という原則も、このような結果を防ぐための対策が講じられなければ、外観だけの無意味なものに終わってしまうことになる。そこで、一八五一年に裁判救助の制度が設けられ、資力の不十分のために裁判に関する諸費用を負担することのできない者については、弁護士、執行吏などの協力を得て、裁判上の権利が行使できるようになった。さらに、制度の実効性を高めるため一九七二年には、それまでの裁判救助に関する法律が改正され、その名称も裁判援助となった。しかし、この改正では裁判援助の対象から刑事事件が除外され、また法律相談などがその対象に含まれなかったことなどから、いくつかの問題点が残された。そこで、一九九一年には、裁判援助に代わり法律援助という制度が設けられ、従来の裁判援助に代わる裁判上の援助と、裁判外において法律相談または扶助を受けることができる権利へのアクセス援助という二本立ての制度になり、法律援助を充実せしめた。

このようなフランスにおける裁判救助に関する立法の変遷とその制度は、わが国における法律扶助制度にも大いに役立つと思われるので、以下裁判救助と裁判援助について説明した後、一九九一年の法律援助について若干の考察を試み

たい。

二 立法的変遷

法律援助 (aide juridique) は、十分な資力を持たない者が訴訟外においては法律上の助言を得るために、または訴訟においては裁判所における陳述をするために、その協力を必要とする裁判補助者 (auxiliaires de justice) の報酬⁽²⁾ (émoluments) および謝礼⁽³⁾ (honoraires) の支払い義務が免除される制度である。すなわち、法律援助を受ける者により選任される弁護士は、いかなる謝礼をも請求することはできない。また、控訴院代訴士 (avoué à la cour) および執行吏 (huissier de justice) は、いかなる報酬をも受け取ることができない。要するに、法律援助受益者にとって裁判は、完全に無償ということになる。

このような制度が初めて行われたのは、実は、一八五一年のことであった。以来、制度の精神および機能は、いくつかの法律によってかなりの修正を受け、今日相当に刷新された。

(1) 裁判救助

一八五一年一月二二日の法律によって最初に設けられたのは、当時、裁判救助 (assistance judiciaire) と称された制度であり、これは、保健衛生の分野における公的扶助に似た公的慈悲の産物であった。その範囲は、非常に制限され、「貧困者」(indigents)、すなわち、全く資力を有しない者のみが、唯一、裁判救助を受けることができたにすぎなかった。他方、協力を提供するために指名された裁判補助者は、それが誰であろうと、慈悲の心によりいかなる報酬 (remunération) をも受け取ることはなかった⁽⁴⁾。換言すれば、裁判救助は、「困窮者」(pauvres) を金銭的に助けることに当てられていたわけである。

裁判救助の制度は、多くの修正を受けながら、⁽⁵⁾一世紀以上もの間にわたり存続したが、時の経過とともに、当初理解されていたような裁判救助は、もはや、時代に適合しなくなってきた。その理由は、まず、「慈悲」(Charité)という名残りをもった救助の概念そのものが現代のわれわれの感性を妨げ、それに何よりも、裁判救助は、紛争の性格にもはや適合しなくなっていた。⁽⁶⁾一九世紀、すなわち、主に取得財産(所有権、相続財産の清算など)に関する訴訟が提起されていた時期においては、訴訟の費用を支払うための十分な資力を有しない者が訴えを起こすようなことはあまりなかったが、現代では状況が異なり、多数の、しかも種々の社会法の影響によって、真に資力を有しないわけではないが、裕福ともいえない者までが訴訟を利用することとなった(例えば、居住賃貸借、離婚、扶養定期金、そして交通事故などに関する訴訟)。

(2) 裁判援助

こうした点から、裁判援助は、全体的な改正が企てられ、一九七二年一月三日の法律一一号によって裁判援助(aide judiciaire)となり、同法律は、当時としては、かなり進歩的なものとされた。第一に、一九七二年一月三日の法律は、裁判援助の制度の範囲をかなり拡大し、その範囲には、もはや、それまでの唯一の「貧困者」だけに限られず、今後は、資力の点から月収が一定の限界以下であるすべての者が含まれることになった。さらに、一九八二年一月三十一日の法律一一七三号によって、裁判援助の中に刑事裁判所において被告人を弁護すべき任にあたる「国選弁護人の指名」(commissions d'office)が含まれた。

しかし、このように裁判援助の範囲が拡大されるのにもない、裁判補助者は、裁判救助の範囲がまだ制限されていたときには引き受けることのできた訴訟を、もはや無償で引き受けることが相当困難な事態となってしまう⁽⁷⁾。それゆえ、ここにおいて初めて、裁判補助者の報酬が国の負担によって引き受けられることになった。

しかし、このような一九七二年一月二日の法律も、今度は、それ自体が非常に激しい批判にさらされるようになった。すなわち、一方では、裁判援助の範囲がいまだあまりにも制限されていたために、資力の不十分さにもかかわらず、多くの者がその利益を受けることができず、他方では、裁判援助は、訴訟の費用を支払うためばかりでなく、訴訟前、訴訟外において必要な助言を得るためにも不可欠であるということが明らかになったからである（文書の作成、少額消費貸借に関する紛争などについて）。さらに、裁判補助者（とりわけ、弁護士）は、国によって支払われる報酬が雀の涙ほどの額であることに対して、激しい抗議の声を上げたのである。その額は、大抵の場合には、かろうじて、一件記録の管理のための費用を償う程度のものでしかなかった⁽⁸⁾。このような状況は、一九八九年頃、弁護士の数回におよぶストライキを引き起こし、政府は遅滞なくこの制度の新たな改革にとりかかる必要に迫られた⁽⁹⁾。その結果一九九一年七月一日の法律六四七号が制定され、一九九二年一月一日から施行された（同法律七六条）。

(3) 法律援助

一九九一年七月一日の法律六四七号は、法律援助 (aide juridique) と称される制度を設け、裁判援助という名称は廃止された。

この名称の変更は、重要な意味を有する。何故ならば、この法律援助は、従来通りに、訴訟の費用の負担を引き受ける（この点から、法律援助には裁判上の援助 (aide juridictionnelle) という名称が残された）ばかりではなく、今後により一般的な方法によって、いかなる訴訟とも関係のない権利の防御に必要なすべての費用にも拡大されることになったからである。後者については、権利へのアクセス援助 (aide à l'accès au droit) という名称が付せられた。故に、「法律援助」という名称は、このような二つの面を包含しながらも、それぞれは、異なった規定に服する。

同時に、一九九一年七月一日の法律は、法律援助を受ける者の範囲を一層拡大することに努め、また、とくにより

合理的なかつより柔軟的な方法によって裁判補助者の報酬を確保するための財政機構を組織した(六七条ないし六九条)。また、この法律によって、「裁判上の援助および権利へのアクセス援助の活動に関するすべての情報を蒐集し、かつその活動を改善することにあてられるすべての方法を公権力に提案する」責務を負う全国法律援助評議会(Conseil national de l'aide juridique)が設置されることとなった(六五条)。

また、一九九三年八月二四日の法律一〇一三号によって、法律援助の中に新しく、「警察留置(garde à vue)の期間中における弁護士との協力に対する援助」が含まれることになった。⁽¹⁰⁾

注

- (1) 訴訟手続きの進行および裁判の正常な運営を助けることを任務とする法律家。例えば、弁護士(avocat)、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士(avocat au Conseil d'Etat et à la cour de cassation)、代訴士(avoué)、裁判所書記(greffier)、執行吏(huissier de justice)などである(フランス法律用語辞典三三三頁)。
- (2) 裁判所補助吏(代訴士、執行吏等)および弁護士がなす行為の報酬。その額は、公的機関によって定められている(前掲・辞典一二七頁)。
- (3) 陳述(plaidoirie)に対する弁護士への謝礼がこれにあたり(前掲・辞典一五六頁)、謝礼の額は弁護士と訴訟依頼人との間の合意により自由に決められる。
- (4) 裁判補助者の協力は、あまり強調されることはないが、自発的な連帯感の精神によって動かされた純粋に無償な行為であった(Roger Perrot, *Institutions judiciaires* 4^e édition, p. 64.)
- (5) 裁判救助に関する一八五一年一月二二日の法律は、一九〇一年七月一〇日の法律、一九〇七年二月四日の法律、そして、一九五八年二月二二日のデクレ一二八九号により修正を受けた。
- (6) Roger Perrot, *op. cit.*, p. 64.
- (7) 一九七七年二月三〇日の法律一四六八号(一九七八年一月二〇日のデクレ六二二号)により、一九七八年一月一日から民事事件および行政事件については、それまで当事者の負担とされていた裁判上の費用、例えば、証書および判決の登録料、証書の印紙代、裁

判所書記課の手数料（前掲・事典一五二頁）などのすべての税の徴収は廃止された。なお、一九四六年に設けられた社会保障裁判所（一九八五年一月三日の法律一〇号により社会保障事件裁判所という名称に変わる）においては、手続は、常に無償であり、かつ費用の負担も課せられない（社会保障法典R一四四―六条一項）。

(8) Roger Perrot, *op. cit.*, p. 65.

(9) 一九九〇年には、三四一、五〇〇件が裁判援助を受け、そのうち、二四一、六〇〇件が民事事件であり、かつ、国は、裁判援助に三億八千四百万フランを当てた。裁判援助の許可のうち、六四パーセントが家族に関する訴訟であった。一九九〇年のこの結果は、裁判援助の後退を裏付けている（Jean Vincent, Serge Guinchard, *Procédure civile* 24e édition p. 970）。そして、この後退をもたらした裁判援助の実際的な不十分さが、コンセイユデータにおいて共同研究グループを構成することに政府を導き、同研究グループは、コンセイユデータ評定官ポール・ブウシェ（Paul Bouchet：リヨン弁護士会元会長）によって主宰された。この共同研究グループによる報告に基づいて議会提出の法律案が作成され、それが一九九一年七月一〇日の法律六四七号になった。

(10) これは、司法警察員が、法律に定める期間内、捜査の必要のため、警察の権限内に置かれるべきすべての者を警察署にとどめおく措置であり（前掲・辞典一五〇頁）、警察留置の開始後二〇時間を超えた後の被疑者と弁護士との接見に関し、弁護士会長の職権で付された弁護士に対して、一定額の報酬を国庫から支給することにしたものである（山本和彦「フランス法律扶助見聞録(2)」判例特報一五四五号五頁）。

三 法律援助

(1) 裁判上の援助

(i) 裁判上の援助を受けるための要件

裁判上の援助は、今日では、きわめて広い適用範囲をもつ。裁判上の援助は、民事事件、商事事件、社会事件および刑事事件に関するすべての司法裁判所における訴訟上の費用、さらには、行政裁判所における訴訟上の費用を支払うために付与される。手続きの性格はあまり重要ではない。すなわち、裁判上の援助は、訴訟事件あるいは非訟事件、なら

びに民法三八八―一条に定められた未成年者の聴問手続きのためにも付与される（一〇条一項）。また、訴訟手續の全部または一部について付与され（同条二項）、判決の執行または他のすべての執行名義の執行に関する手續についても付与される（同条三項）。

(イ) 人について

裁判上の援助を受けることができる者は、フランス国籍を有する自然人、ヨーロッパ共同体加盟国の国籍保有者、ならびに、フランスに常時かつ適法に居住する外国国籍を有する者である（三条一項、二項）。例外として、フランスに本店を有する非営利法人（非営利社団）は、少くとも十分な資力を有しない以上、同じく裁判上の援助を受けることができる（二条二項）。訴訟手續における原告または被告の資格はあまり重要ではなく、両者について裁判上の援助が付与される。さらに、フランスにおける常時かつ適法な居住という要件を充たさない外国人であっても、「彼らの情況が訴訟の目的または予見可能な訴訟の負担に照して特に関心を払うに値するとおもわれる」とときには、例外的に裁判上の援助を受けることができる（三条三項）。これは、一九九一年七月一〇日の法律によって新らしく導入されたものである。

(ロ) 資力について

資力に関することは、まさに、裁判上の援助が付与されるか否かを判断するための重要な要件であり、資力の限界（枠）の問題である。一八五一年の法律の下では、この要件は、裁判救助事務局の評価に委ねられていた。そこでは、しばしばあまり妥当性のない評価の相違を生み出す結果ともなっていた。一九七二年の法律は、このような評価の代わりに、月収の上限を定めることによって、より客観的な基準を置いたのである。一九九一年七月一〇日の法律は、同一の方法を採り続けた。

資力の状態に関するすべての証明が免除される国民連帯基金付加手当の受取人または雇用促進最低賃金の受取人を除いては、今のところ、月収が四、四〇〇フラン以下の者は全部的裁判上の援助を受けることができ、月収が六、六〇〇フラン以下の者は一部の裁判上の援助を受けることができる⁽¹⁾とした(四条一項、四項)。したがって、全部的裁判上の援助の資力の上限は、最低賃金 (Salaire Minimum Interprofessionnel de Croissance = S. M. I. C.) に一致する。全部的または一部の裁判上の援助のための資力の上限は、扶養家族がある場合には、被扶養者一人につき、全部的裁判上の援助の上限額の〇・一一三七倍に相当する額(一九九五年現在、五三一フラン)の家族扶養費が加算される⁽²⁾(一九九一年一月一九日のデクレ三条)。しかし、一九七二年一月三日の法律とは異なり、一九九一年七月一〇日の法律は、法定の月収の限界を評価するに際して考慮しなければならない資力を定めた。すなわち、暮し向きの外部的要素、ならびに財産、動産または不動産の存在、また、たとえそれらが非生産的なものであっても考慮に入れられる(五条一項、二項本文)。ただし、一方では、家族手当ならびにいくつかの社会保険給付、また、他方では、利害関係人に対して重大な問題を引き起こさずには売却または抵当に入れることができない財産等については、資力の評価から取り除かれる(同条一項、二項但書)。資力の評価に際しては、さらに裁判上の援助の申立人固有の資力ばかりでなく、申立人の配偶者の資力および申立人の収入でつねに生活をしている者の収入をも考慮に入れられる(五条三項本文)。ただし、配偶者の間または同一収入でいつも生活している者の間で手続が対立している場合(例えば、離婚)、または彼等の間に、訴訟の対象を考慮すれば資力とは違った別の評価を必要とする利害の対立が存する場合には、先の規定の適用は除外される(同条同項但書)。なお月収に関しては、次のような補足説明が必要とおもわれる。

第一に、一九九一年の法律は、全部的裁判上の援助と部分的裁判上の援助とに区分し、資力の額が月々四、四〇〇フラン以下であるときは、援助は全部的であり、資力の額が月々四、四〇〇フランから六、六〇〇フランの間である

表1 資力要件の推移 (単位：フラン)

	1992	1993	1994	1995
全部扶助	4400	4523 (+2.8%)	4650 (+2.8%)	4673 (+0.5%)
一部扶助	6600	6785	6975	7010

ときは、援助は部分的であり、この場合には、援助の受益者は費用 (frais) の一部を負担しなければならぬ。

第二に、かくして定められた月収の上限は、生活費の変化を考慮に入れるところから、一九九二年一月三〇日の法律の一三七六号によって、一九九三年一月一日を起点にして、おのずと修正されることになる。実際、予算 (法律) によって、毎年、所得税の最低税率区分を参考にしながら新しい上限が定められる⁽³⁾。したがって、一九九五年一月一日から適用される資力については、全部的援助が月収四、六七三フラン以下、部分的援助が月収七、〇一〇フラン以下となっている。資力要件の推移は表1の通りである⁽⁴⁾。

以上とは別に、資力の額が一定の制限を超える者でも、「彼らの情況が訴訟の対象または訴訟の予見可能な負担に照して特に関心を払うに足りるとおもわれるとき」には、例外として、裁判上の援助が付与される⁽⁵⁾ (六条)。

(イ) 訴えについて

一九九一年七月一〇日の法律の七条一項によると、裁判上の援助は、「訴えが明らかに受理されないか、または理由を欠くとおもわれない」ときに限り、原告に対して付与されるとする。換言すれば、裁判上の援助は、原告の申立てが明らかに排斥されるとおもわれる場合には、拒否されなければならない。この要件は、被告または刑事上の被疑者、被告人などには適用されない (同条二項)。すなわち、公金は、訴訟当事者に対して裁判上支持し得ない訴を提起する満足を与えるために乱費されてはならない⁽⁶⁾。

しかし、裁判上の援助に関する決定をなすべき裁判上の援助事務局が、この要件について誤りを犯す可能性がないと

はいえない。したがって、裁判上の援助を拒否された原告が確定的に勝訴した場合には、受けたであろう裁判上の援助（全部または一部）を限度として、すでに支出した費用、訴訟費用および謝礼の償還を受けることができる（七条四項）。ただ、フランスでは、七条の要件が余り重視されていないために、実際上は、資力要件が決定的な重要性を有しており、審査においても中心的なポイントになるとされる⁽⁷⁾。

(ii) 裁判上の援助事務局の決定

前述した、イロハの各要件が実際に具備されているか否かを調査する権能は、請求の本案に関して判決をする裁判所にあるのではなく、「裁判上の援助事務局」（以下、援助事務局と略す）と称する特別な機関に存する⁽⁸⁾（一二条）。

(i) 援助事務局は、各大審裁判所所在地に設置され、その任務は、第一審および第二審裁判所に付託される事件に係る援助の申立てについて決定を行うことである（一三条一項、二項）。援助事務局には、さらに、行政裁判所、行政控訴院および控訴院の管轄権限に属する事件に関して専門化された部（section）を伴う（一三条三項）。また、破毀院、コンセイユールデタおよび難民不服申立委員会付置の援助事務局も存在し、これらの援助事務局は、それぞれの裁判所に付託される事件に係る援助の申立てについて決定をする（四条一項）。

これらの援助事務局は、事務局が設置されている裁判所の職業裁判官（現職または名誉裁判官）により主宰され、職業裁判官は、二名の官吏、⁽⁹⁾二名の裁判補助者（少くともそのうちの一名は弁護士）、および県の法律援助評議会によってその管轄区域住民代表（usager）として任命された者によって補佐される（一六条）。

(ii) 裁判上の援助は、訴訟手続（instance）前または訴訟手続中において申し立てることができる（一八条）。裁判上の援助の申立てには必要なすべての証拠（justifications）を添付しなければならない。援助事務局の方では、利害関係人の経済的状态に関するすべての情報を蒐集することができる（二一条一項）。国および公共団体の機関、社会保障

機関等は、裁判上の援助を受けるための要件に関係するすべての情報を、その要求に基づいて、援助事務局に伝達しなければならぬ。これらの機関は、情報に関して職業上の秘密をもって対抗することはできない（同条二項）。援助事務局は、緊急の場合には、裁判上の援助に関する許可の仮決定を言い渡すことができる（二〇条一項）。

援助事務局の決定に対しては、不服申立てが許される。不服申立ては、場合に応じて、すなわち、本案に関して管轄権を有する裁判所に応じて、大審裁判所所長、控訴院院長または破毀院院長、行政裁判所所長または行政控訴院院長またはコンセイユ・デタ訴訟部部长に対し付託される（二三条一項）。ただし、不服申立ては、制限された要件の下でのみ行使できる。二三条は、不服申立てを提起できる者を列挙している（司法大臣、検察官、弁護士会会長など、同条四項、一九九一年一月二十九日のデクレ五六条二項）。利害関係人自身は、本案の申立てが明らかに受理されないために、または理由を欠くとみなされたために（第七条）、裁判上の援助申立てが拒否された場合、または、裁判上の援助が取り消された場合に限り、不服申立てを行使することができる（同条三項）。不服申立て期間は、決定の通知の日から一ヶ月以内である（一九九一年一月二十九日のデクレ五六条一項）。利害関係人は、裁判上の援助の利益が四条、五条および六条の適用によって拒否されたときには、援助事務局、事務局の部またはそれらの長に対して異議を申立てることができる（二三条三項）。異議の申立期間は、決定の通知の日から一ヶ月以内である（一九九一年一月二十九日のデクレ五五条）。

(イ) 裁判上の援助を許可する決定があったときでも、その決定の通知から一年以内に訴訟が提起されない場合には、その効力は失われる（一九九一年一月二十九日のデクレ五四条）。また、裁判上の援助を許可された者は、不服申立てに対する防御についての援助の利益も保留される（八条）。しかし、援助受益者が控訴を提起し、または破毀申立てをする場合には、新たな訴訟を開始するものとみなされ、新たな援助の付与を取得しなければならぬ⁽¹¹⁾。さらに、破毀事件

については、この援助は、いかなるまじめな破毀申立て事由も取り上げられない場合には、拒否される（七条三項）。なお、裁判上の援助の付与の手續を簡略化するために、援助の利益が付与された訴訟の受訴裁判所に管轄権が存しない場合には、この利益は、新たな許可手續を経ることなしに管轄権を有する裁判所に保持される（九条）。

(二) 訴えが一定期間の満了前に第一審裁判所に提起されなければならないときは、この期間の満了前に援助の申立てが援助事務局に到達した場合には、この期間中に訴えが提起されたものとみなされる。そして、訴えは、仮の許可決定（二〇条一項）の通知から、あるいは許可の決定または拒否の決定が確定した日などのときから新たに起算される同一の期間内に提起されなければならない（一九九一年一月一九日のデクレ三八条）。

(iii) 裁判上の援助の効果

(i) 裁判上の援助受益者に関しての効果

裁判上の援助受益者は、訴訟手續または執行手續について、弁護士およびすべての公署官または裁判所補助吏（*officiers publics ou ministériels* : 控訴院代訴士、執行吏、公証人など）の補佐、援助を要求する権利を有する（二五条一項）。弁護士等は、一九八二年二月三日の法律以来、裁判上の援助受益者によって自由に選任される（同条二項）。したがって、援助受益者は、彼が信頼する裁判補助者を選任することができることになった。⁽¹²⁾ 裁判補助者が選任されな
いか、または選任されてもその裁判補助者が拒否した場合には、弁護士および公署官または裁判所補助吏は、弁護士会
会長、あるいは公署官または裁判所補助吏が所属する職業団体の長によって職権をもって任命される（同条三項）。

裁判上の援助受益者は、原則として、いかなる費用をも支払う義務はない。裁判補助者の協力は無償であるからである。ただし、この原則に対しては、留意すべき点が二つ存する。

第一に、この無償は、裁判上の援助が全部的である場合に限り完全なものであり、この場合には、裁判補助者は、原

則として、すべての報酬 (remunération) を受け取ることはできない (三二条)。したがって、月収が一定の上限を超える場合 (実際には、月収が四、四〇一フランから六、六〇〇フランまでの間の場合) には、裁判上の援助は、単に部分的であり、この場合には、国の分担金は、受益者の資力に反比例して、デクレによって定められる一覽表にしたがって決められる (三四条)。そして、部分的援助の受益者は、協力を提供した裁判補助者に対して、国の分担金とは別に補充的な謝礼または報酬を支払わなければならない (三五条一項、六項)。弁護士⁽¹³⁾の補充的謝礼については、自由な交渉により予かじめ文書化された合意によって、一件記録の複雑性、事件の性格により課せられる勤勉さおよび費用を考慮して、受益者の資力、資産とを比較した中で、その金額および支払い方法が定められる (同条二項)。

合意は、その署名のあった日から一五日以内に弁護士会会長に通知されなるときは、無効になる (同条三項)。また、公署官または裁判所補助吏の補充的報酬については、従来通り一覽表によって定められる (同条六項)。

第二には、特に、訴訟の結果と訴訟費用の負担との関係である。

裁判上の援助受益者が勝訴して、訴訟費用の負担が相手方当事者に課せられる場合には、援助受益者は、支払うべき費用は何もない。この場合には、相手方当事者が自己の費用を負担し、かつ援助受益者のために国が支出した金額を国庫に償還しなければならぬ (四三条一項)。この場合、援助受益者は、先の訴訟費用に含まれない自己の費用の支払いについて、相手方に負担させることを裁判官に求めることができる (四三条二項)。

しかし、反対の場合、すなわち裁判上の援助受益者が敗訴したために訴訟費用の負担を命じられた場合には、援助受益者は、専ら相手方当事者によって支出された訴訟費用だけを負担する (四二条一項、援助受益者の費用は国が負担する)。ただし、裁判官は職権によって、先の訴訟費用の一部を国の負担とすることができる⁽¹⁴⁾ (同条二項)。

なお、裁判上の援助として国によって支出された金額は、もし判決によって裁判上の援助が部分的にさえも付与され

なかったような資力を援助受益者にもたらした場合には、国に償還されることになる（四五条）。裁判上の援助受益者によって開始された手続が遷延的または濫用的であると判断された場合も、また同様である（四六条）。

(四) 裁判補助者に関しての効果

裁判補助者は、部分的援助を除いて、訴訟依頼人から直接、報酬を受け取ることはできない。しかし、その代わり役務を理由として国によって負担される報酬を受け取ることができる。このことは、まさに一九七二年一月三日の法律一一号の重要な改革のうちの一つであった。なるほど、立法者が裁判援助の適用範囲をかなり拡大することを決意していたときから、裁判補助者に無償による協力を期待することはもはや、不可能になったから、国がこの負担に補助を与えるのは当然のことであるといえる。⁽¹⁵⁾

一九九一年七月一〇日の法律も、同一の原則を取り入れたが、同法律は一九七二年一月三日の法律制度の下での支払いのあり方（とりわけ、多大の遅れをとまった雀の涙ほどの金額の支払い）に対する激しい批判にこたえるために、その機構にかなりの改善を行なった。⁽¹⁶⁾ 公署官または裁判所補助吏に関しては、従来通り、デクレによって定められた一覧表に従って国により報酬が支払われる（三一条、一九九一年二月一九日のデクレ九二条）。しかし、弁護士に関しては、まず国は毎年弁護士会の裁判上の援助への寄与部分に相応する交付金を各弁護士会に割り当てる（二七条二項）。一九九三年予算案における各法曹会への支払額は表2の通りである。⁽¹⁷⁾ その交付金の額は、弁護士によって果たされる裁判上の援助の任務の数に応じて計算される（同条三項、一九九一年一月一九日デクレ九〇条）。次に、各弁護士が受け取る金額は、各弁護士会の内部規則によって決められ、直接、弁護士会によって支払われる⁽¹⁸⁾（二九条二項）。このようにして、支払いのあり方は、柔軟性かつ迅速性において一段と改善された。

ただし、弁護士が援助受益者に対して直接謝礼⁽¹⁹⁾を請求できる場合がある。すなわち、裁判上の援助受益者の相手方に

表2 各法曹等への予算配当額
(1993年)

	(万フラン)
弁護士会	91,500
コンセユデタ破毀	200
院付弁護士	
控訴院付代訴士	3,000
執行士	545
鑑定人	1,744
親権調査	3,877
その他	399

対して言い渡された有責判決が、裁判上の援助申立ての日に存在していたならば裁判上の援助は部分的にさえも付与されなかったような資力を援助受益者にもたらした場合である(三六条一項)。この場合には、弁護士は、有責判決が確定した後、その所属する弁護士会会長の許可を得て援助受益者に対して謝礼を請求することができる(同条二項)。事実、弁護士の努力と才能によって援助受益者が莫大な資力を有するに至ったときにも、なお弁護士が僅かの報酬に甘んじなければならぬとする(20)ことは不当であるといえる。

(4) 裁判上の援助の取消し

裁判上の援助は、援助受益者が部分的援助さえも付与されないほど資力を回復したとき、または、資力に関する偽った不正な申告によって事務局の決定を得たときは、任意的に取り消される(前者については、全部または一部について取り消される)(五〇条一項二項)。また、刑罰を受けた場合には、強制的に取り消される(同条一項)。取消しによって、援助受益者は、国によって支給された金額を返還する義務を負う(五二条)。実際には、取消しは非常に希であるといわれる。(21)

(1) 月収は、前年の平均月収に準拠して計算される(一九九一年一月一九日のデクレ一二六六号の一条)。

(2) 一九七二年の裁判援助においても、扶養家族を考慮に入れるために、資力の上限が修正された。当時としては、資力の上限は、被扶養者一人につき、三九〇フラン加算された(一九七二年七月一日のデクレ八〇九号の六七条、なお、同デクレは、一九八六年三月一四日のデクレ五八六号により修正された)。例えば、扶養すべき妻、五人の子供をして祖父、つまり合計七名の被扶養者をもつ父親は、月収が3,465フラン(全部的裁判援助の上限)+(390フラン×7)≡6,195フランを超えないことを証明しない限り、全部的裁判

援助を得ることができない。

(3) このようにして、資力の限界がばかげたものにならないために、その限界の決定にはある自動作用 (automatisme) が働く (Roger Perrot, op. cit., p. 66) すなわち、スライド制が採用された。

(4) 山本和彦「フランス法律扶助見聞録(3)」判例時報一五四七号五頁。

(5) このことは、立法者の配慮が法律上の限界が取り返しのつかないギロチンの刃として作用することを避けることにある (Roger Perrot, op. cit., p. 67)。しかし、このような例外的取扱いを実際に適用した事例は少ないといわれ、ただ資力要件の判断に当たって、原則として債務の存在は考慮されないで、過剰な債務を負った者の申立ての場合には、六五条の適用により例外的処理をする場合もあるようである (山本・前掲「フランス法律扶助見聞録(3)」五頁)。なぜならば、月収が法定の上限を超える者であっても、彼らの負担することのできる費用 (frais) をはるかに超えると当然に考えられる訴訟に直面しなければならぬことがあり、このときに、月収の限界を理由に、彼らに対して裁判上の援助を拒否することは妥当でないと考えられるからである (Roger Perrot, op. cit., p. 67)。

(9) Roger Perrot, op. cit., p. 67.

(7) 山本和彦「フランス法律扶助の現状」自由と正義四六卷六号五五頁。

(8) 立法者の意思は、裁判上の援助に関する決定と、事件の本案に関する判決との混同を避けることにあった。實際上、これらの二つの問題は、全体的な評価の中で混同してはならない異なったものである (Roger Perrot, op. cit., p. 67)。

(9) 恐らくは、財務行政庁および社会扶助事務局の官吏であろう (Roger Perrot, op. cit., p. 68)。

(10) 裁判上の援助を許可する決定の効果の発生時期については、裁判援助と同様いかなる法文も明確に定めてはいない。そこで、裁判援助に関する破毀院判決 (2^{ème} Chambre civile, 26 février 1992, Bull., n°66, p. 32) が裁判上の援助についても適用されるとする (Rapport de la cour de cassation 1992)。すなわち、同判決は「訴訟手続きに関するすべての費用、とくに、鑑定費用に関する裁判援助は、裁判援助の申立てから、これらの費用の前払いおよび供託をその受益者に免除する」とした。

なお、鑑定費用というのは、大きな事件になるとほとんどの場合に鑑定が利用され、技術的な事実認定、即鑑定ということになり、裁判官は何もしないで全部鑑定人に任せるということである (北村一郎「フランスにおける法律援助の思想と技術」自由と正義四六卷一〇号一五七頁)。

(11) Bur. sup. aide soc. 3 juin 1975, D. 1975. 633, note Laroche de Rousanne.

(12) かつては、常に、裁判補助者は、弁護士に関して弁護士会会長により、また公署官または裁判所補助吏に関しては職業団体の長により任命されていた。しかし、この方法は、訴訟当事者が選択の自由を持たないため激しい非難を浴び、一九八二年一月三十一日

の法律一一七三号により廃止された。

(13) 訴訟費用 (dépans) は、訴訟により生じた費用 [frais] の一部であり、敗訴当事者は、その訴訟費用の負担を命じられる (新民訴訟法典六九六条本文)。ただし、裁判官がその費用の全部または一部を相手方当事者の負担とする場合は、この限りでない (同条但書) (前掲・辞典一〇九頁、注釈フランス新民訴訟法典三六七頁)。訴訟費用には、次のものがある (六九五条)。

一 裁判所書記課または税務署によって徴収される税金 (droits)、手数料 (taxes)、納付金 (redevances) あるいは報酬 (émoluments)。

二 証人の手当 (indemnités)。

三 技術者の報酬 (rémunérations)。

四 定められた手付金 (débours tarifés)。

五 公証権限を有する者または裁判所補助吏 (officiers publics ou ministériels) の報酬。

六 法定額の範囲内における弁護士報酬 (公定陳述料 droits de plaidoirie を含む)。以上、前掲注釈法典三六六—三六七頁。刑事事件については、検察官によって支出される《frais de poursuite》(訴追費用、警察による活動、捜索、呼出し、証人の手当など) と《frais de défense》(弁護費用、弁護士の謝礼など) とに区別される。被告人が有罪と認められる場合には、両者の費用を負担し、無罪の場合には、後者の費用のみを負担する。

(14) つねに起こり得る訴訟の思いがけない事態を考慮に入れると、決して勝訴することが確実でない裁判上の援助受益者は、裁判上の援助以外に支払わなければならない費用に不安を抱き、このことは、確かに、訴訟を開始させることにちゅう躇させることになる。この危険性を和らげるために、一九九一年の法律四二条二項 (一九八二年二月三十一日の法律一一七三号により既に導入されていた規定を再び取り入れた) は、裁判官は職権をもって「訴訟費用の一部を国の負担に委ねる」ことができるものとした。これにより、裁判上の援助受益者に重くのしかかる負担を相当に軽減することができるようになった (Roger Perrot, op. cit., p. 69)。

(15) Roger Perrot, op. cit., p. 70.

(16) Roger Perrot, op. cit., p. 70.

(17) 山本和彦「フランス法律扶助見聞録(4)」判例時報一五四八号七頁。

(18) 正確には、交付金は、各弁護士会が管理する弁護士決済独立金庫 (一九七一年二月三十一日の法律一一三〇号) の特別勘定に振り込まれ、次に、当該弁護士に直接支払われる。

(19) 弁護士口頭弁論の謝礼としての費用は、訴訟費用には含まれず、原則として各当事者が負担する。ただし、公平の見地から、または訴訟費用の支払いを命じられた当事者 (敗訴当事者) の経済的狀態を考慮してその費用の一部を他の当事者 (勝訴当事者) に支

払うよう敗訴当事者に命じることができる（七五条、新民事訴訟法典七〇〇条）。

(20) Roger Perrot, op. cit., p. 70.

(21) Jean Vincent, Serge Guinchard, op. cit., p. 981.

(2) 権利へのアクセス援助

(i) 一九九一年七月一〇日の法律による新制度

多くの場合において、資力の欠乏している者は、訴訟においてばかりでなく、訴訟外においても法律家の助言（例えば、権利の存在、内容、範囲およびその行使についての助言、あるいは法律文書の作成およびその理解についての助言など）を得ることを必要と感じているのが実情である。

しかし、かつての裁判援助制度の下では、その適用範囲は、訴訟の費用の負担を引き受けることに制限され、訴訟外の法的手続には拡大されていなかった。この空白部分が、裁判上の手続とは関係のない点に助言を必要とするが、謝礼を支払うための十分な資力を有しない者から結果としてすべての裁判に関する援助を奪うことになってしまっていた。この空白状態は、実際にはしばしば、いつかの弁護士会またはその他の地方の組織（市町村役場あるいは小教区）によって無償で穴埋めされていた。これらは、無償の相談機関を設けることが自らの名誉にかかわることと考えての措置であったが、これら一時しのぎの対策ではとうてい対応し切れるものではなかった。そこで、一九九一年七月一〇日の法律が権利へのアクセス援助 (*aide à l'accès au droit*) という名称の下で、右の空白部分を埋めるための援助規定を置くに至った（五三条ないし六四条）。この援助には、二通りの形式がある（五三条）。

(1) 第一は、権利へのアクセス援助であり、これは受益者の生活の基本となる権利に関係する権利義務、および受益

者の生活のきわめて重要な条件に係る権利義務にかかわる相談への援助 (aide à la consultation) である (五九条)。この規定は、非常に漠然としてはいるが、ある程度の制限の中で、十分な資力を有しない者がその権利および義務の範囲に関する情報とその権利を主張するための方法に関する助言を得ること、または法律文書の作成のための補佐を得ることなどを可能にする⁽²⁾ (六〇条)。

(ロ) 第二は、非裁判上の手続段階における補佐 (assistance au cours de procédure non juridictionnelle) であり (六三条、六四条)、これは二つの部分から成る。一つは、非裁判的性格を有する委員会における補佐であり、もう一つは、行政機関において決定を得たり、または義務的かつ前置的な不服申立てを行使するための補佐である (六三条)。

(ii) 機能——裁判上の援助との比較において——

(イ) 第一に、権利へのアクセス援助は、県法律援助評議会 (conseil départemental de l'aide juridique) という名称をもつ組織の保護の下で、県単位毎に行なわれる (五四条、五五条)。この評議会は、国、県の代表者、および同一県内でその職務を行使する裁判補助者 (弁護士、代訴士、公証人、動産公売官など) によって構成される公益の団体である (五五条)。県法律援助評議会は、援助の割当てについて協力を得るために市町村社会援助事務所あるいはその他の公的または私的な機関と協定を締結することができる (五六条)。とくに、法定された裁判職または法律職の構成員との協定である (六一一条)。例えば、市町村長によって配置される地方の無料相談事務所を組織するために、県法律援助評議会が県の弁護士、公証人または執行吏と協定を締結することが考えられる⁽³⁾。

(ロ) 次に、一九九一年七月一〇日の法律は権利へのアクセス援助を受けるための条件を何も定めてはいない。相談への援助または救助が行なわれるための要件は、県の法律援助評議会によって定められる (六一一条、六四条)。

(イ) 最後に、県法律援助評議会の財政はその組織および協力を提供する裁判補助者の報酬のために、非常に特別な規

則に服する。国の分担（金）は、一部分にすぎない。すなわち、国は、主として貧富の差のある各県の不均等を補うために、かつ全体的な利益の発意を支持するために介入する（六九条）。実際には、法律援助評議会の財政の大部分は、県の分担（金）、裁判職および法律職の職業団体の分担（金）、地方公共団体の補助金、および弁護士決算独立金庫の拠出金によって確保される。⁽⁴⁾つまり、権利へのアクセス援助は、各県の中で自治的に、かつ社会的活動の枠内に含まれる協定のはたらきによって発展することが期待されている。⁽⁵⁾

(1) Roger Perrot, *op. cit.*, p. 71.

(2) 五九条によって、立法者は、毎日の生活の支障のすべてのために、日常の援助に徐々に移行することを避けるために、権利へのアクセス援助の可能性を制限しようとしたとおもわれる (Jean Vincent, Serge Guinchard, *op. cit.*, p. 981)。つまり、すべての法律問題が権利へのアクセス援助の対象となるのではない。

(3) Roger Perrot, *op. cit.*, p. 71.

(4) Roger Perrot, *op. cit.*, p. 72.

(5) Roger Perrot, *op. cit.*, p. 72.

四 おわりに

以上考察したように、制定された法律援助に関する一九九一年七月一〇日の法律は、それ以前の裁判援助に関する一九七二年七月一日の法律と比較して、質的、量的に格段の進歩がみられる。それは、次の二点に要約できる。

一つは、裁判上の援助受益者の枠が拡げられたことと、権利へのアクセス援助によって法律援助の範囲が拡大されたことである。裁判上の援助について言えば、まず、援助がすべての訴訟（民事、刑事、行政の各事件）に対して一般的

に適用されることになり、資力の上限は、毎年、予算（法律）によって、所得税の最低税率区分を参考にしながら再評価し、かつ引き上げる、いわゆる、スライド制が採用されたことである（雇用促進最低賃金の受取人は、自動的に援助を受ける資格が認められている）。次に、裁判上の援助に関する国の交付金が、着実に毎年、増加する傾向にある。事実、国の交付金は、一九九二年から九億フランになり、一九九三年には、一一億九千八百万フランに達した。実に一七六パーセントの増加である。⁽¹⁾これに対して一九九四年における国の交付金は、一億フラン減額された。さらに、一九九一年七月一〇日の法律以前は国によって直接各弁護士に支払われていた報酬は、以後、各弁護士会が管理する弁護士決算独立金庫から弁護士会の内部規則に基づいて支払われることになった。また、権利へのアクセス援助についてみれば、法律相談に対する援助、または非裁判上の手続段階における補佐が権利としてすべての者に付与されることになった。

二つは、県法律援助評議会、および全国法律援助評議会が設立されたことである。後者は、県法律援助評議会のような実際の活動を行う権限は持たず、次のような任務を負っている。すなわち、裁判上の援助および権利へのアクセス援助の活動に関する情報を蒐集し、活動を改善するに適した措置を公権力に提案し、地方の活動を発展、調和させるための提案を県法律援助評議会に対して行ない（六五条）、また県法律援助評議会の報告に基づいて、法律援助の活動に関する報告を毎年作成し、この報告は、公刊され（六五条）、さらに法律援助に関する法律案およびデクレ案に関する諮問に答えなければならない。

このように一九九一年七月一〇日の法律は、革新的であり、とくに権利へのアクセスにおいてフランス人の置かれている状態に改善をもたらしたこと、すなわち、裁判援助の対象には含まれていなかった弁護士による法律相談が法律援助の対象に加えられたことは、高く評価できるが、しかし他方、一九九一年七月一〇日の法律は、権利へのアクセス援助に対する国側の財政のあり方について不確かな部分があり、そのためか権利へのアクセス援助を行う県法律援助評議

会は、いまだその設置が難航しており、実際に設置された県でも資金不足のためその具体的な活動に苦しんでいるという。⁽²⁾つまり、国以外の主たる資金負担者は県等の自治体と弁護士会であり、自治体や弁護士会では既に自前で無料法律相談等の活動を展開している実績を有しているから、新たにこのようなシステムを通して屋上屋を架するような出費をするインセンティブに乏しい状況があるようである。⁽³⁾なお、権利へのアクセス援助については、今のところ、一四の県しか法律援助評議会を設置せず、期待された結果はまだ分からないようである。⁽⁴⁾また、フランスでは法律援助は原則として、社会保障とパラレルに把握され、社会保障の一分野として位置づけられている。⁽⁵⁾現在の国家財源では、援助の必要性に応えるのは困難と推測されている。⁽⁶⁾

しかしながら、一九九五年七月に国民議会に提出された報告によれば、一九九四年に訴訟事件についてなされた裁判上の援助に関する決定は、六四五、三六三件であり、そのうちの五八一、八二八件について許可の決定があったが、このことは一九九一年七月一〇日の法律の適用から三年間で許可決定が六六パーセントも増加したことになり、⁽⁷⁾その点では、おおいに評価されてよいとおもう。

ところで、わが国における訴訟救助ないし法律扶助の制度はどうか。わが国におけるこれらの制度は、フランスにおける一九五一年一月二二日法律のレベルにあるといわれている。⁽⁸⁾すなわち、当時フランスでは、国家は、消極的意味における財政的支出しか行わず、裁判救助の実質的な財政的負担は、専ら、弁護士、裁判所補助吏（代訴士等）にかかっていたとされているが、日本が「この段階にとどまっているということは、わが国において基本的人権がいかに軽視されているか、を表現する以外の何物でもない」との指摘がなされていた。⁽⁹⁾

そこで、訴訟救助の制度、法律扶助の制度の改革が待たれたのであったが、今回の民事訴訟法の改正（平成八年六月一八日成立、平成一〇年一月一日施行予定）により、訴訟救助の対象者の範囲はこれまでの「訴訟費用ヲ支払フ資力ナ

キ者」⁽¹⁰⁾(旧民事訴訟法一一八条)から「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払いにより生活に著しい支障を生ずる者」(新民事訴訟法八二条一項)に拡大され、若干の改善を見た。しかし弁護士費用は従来と同じく訴訟救助の対象とされず、従って、この点の不備は、やはり、財団法人日本法律扶助協会の扶助に頼らざるを得ないのが実情である。しかも、訴訟にかかる費用の大半が弁護士費用であり、また、「現在の訴訟はますます専門家され技術化された訴訟追行を当事者に対して要求」し、「一般人が単独にて十分な訴訟活動を展開することはほとんど不可能に近い」⁽¹¹⁾のであるから、裁判費用の支払いを猶予することを主たる内容とする訴訟救助では、全く不十分である。このようなわが国の現状では、今のところ法律扶助事業に依存せざるを得ないのであるが、その国庫補助は原則として生活保護法の定める要保護者層の裁判援助に限定され(資力要件は平成六年四月一日現在で年収三六五万円以下)、事業内容も支出金額も小さい⁽¹²⁾。諸外国と比較しても、わが国における扶助事業の事業規模は格段に小規模である⁽¹³⁾。したがって、わが国では今後、国などの公的資金の増額が必要であり、また生活困窮者に限らず、一時費用を負担するのが困難な者への一部援助を認めるなど、援助の拡大が必要であり、また裁判援助の対象を法律相談から訴訟まで広げる必要があろう。この見地から、援助するものの範囲を「貧困者」から一定の資力ある者にまで広げ、また援助の対象を訴訟に限定せず、訴訟外における法律家の助言にまで広げた一九九一年七月一〇制定のフランスにおける「裁判上の援助」⁽¹⁴⁾制度、「権利へのアクセス援助」⁽¹⁴⁾制度は、今後わが国が法改正を行う場合に大いに参考になるものと思われる。

(1) ちなみに、裁判上の援助の下では一九七五年は、二千六百万フランであったのに、一九八〇年には、八千万フランに増大し、一九八五年には二億フランを超え(Roger Perrot: *Institutions judiciaire 2^e edition*, p. 85)。一九九〇年には四億一千四百万フランになった(Jean Vincent, Serge Guinchard, *op. cit.*, 970p)。

(2) 山本・前掲「フランス法律扶助の現状」五九頁。

- (3) 山本・前掲「フランス法律扶助の現状」五九頁。
- (4) Jean Vincent, Guinchar, op. cit., p. 984.
- (5) 山本和彦「フランス法律扶助見聞録(6)・完」判例時報一五五一号一一頁。なお、法律扶助と社会保障の平行な関係については、北村・前掲一五七頁以下参照。
- (6) Jean Vincent, Guinchar, op. cit., p. 984.
- (7) Jean Vincent, Guinchar, op. cit., p. 984.
- (8) 江藤价泰「フランスにおける裁判救助制度——一八五一年一月二二日の法律制定まで——」染野義信博士古希記念「民事訴訟法の現代的構築」一〇五頁。
- (9) 江藤・前掲一〇五頁。
- (10) 訴訟費用を支払う資力の認定に当たっては、従来、下級審は「法定の訴訟費用のほか、専門的知識、技能を有する弁護士(その他の事件によっては弁理士)をして訴訟に当たらしめなければ遂行不能の如き複雑又は困難な訴訟において、当事者が選任した弁護士に支払う費用及び報酬等を総合して判断すべきである」(名古屋高金沢支決昭四六・二・八民集二二卷一・二号九二頁、判例時報六二九号二二頁)として柔軟な態度を採っていたが、このような見解が新民事訴訟法八二条一項に反映された。
- (11) 最判(一小)昭四四・二・二七民集二三卷二号四四一頁、四四四頁
- (12) 財団法人法律扶助協会・平成八年度事業報告書一頁。(表3参照)
- (13) 前掲・平成八年度事業報告書一〇七頁。(表4参照)
- (14) フランスでは、すでに見たように、アクセス援助は全面的に県法律扶助評議会の決定に委ねられ、対象事件、対象者、援助要件、援助内容などすべての事項がそのために任せられているが、わが国でも、県(弁護士会)あるいは高裁管轄地のブロック単位で制度を運営することが、今日行政改革の目玉ともなっている地方分権のニーズにも合致するし、地方固有の需要をも満たすことにもなるから、この点に関する法律の制定が望まれる(山本・前掲「フランス法律扶助見聞録(6)完」一三頁参照)。

表3 平成8年度事業報告

(財)法律扶助協会

主な事業の内容

()内は平成7年度

事業	実績(件数)	支出金額(単位千円)
1 民事法律扶助		1,636,071 (1,493,100)
① 裁判援助	6,984 (5,929)	1,248,329 (1,086,367)
② 裁判前援助		61,980 (50,723)
示談交渉	281 (218)	35,043 (26,321)
法律相談	7,296 (7,372)	26,937 (24,402)
③ 阪神・淡路大震災被災者援助		325,761 (361,010)
イ. 訴訟・調停援助	911 (1,149)	254,826 (368,768)
ロ. 示談・交渉等援助	83 (224)	33,182 (44,038)
ハ. 被災者法律相談	10,774 (12,443)	37,753 (48,203)
2 無料法律相談		
イ. 日本財団補助事業	29,486 (26,981)	72,434 (68,252)
ロ. 支部主催事業	14,706 (11,473)	52,778 (42,392)
ハ. 法律扶助の日記念	4,682 (4,714)	10,936 (10,752)
イ～ハ 合計	48,874 (43,168)	136,148 (121,396)
3 刑事被疑者弁護援助	2,455 (1,977)	204,756 (165,113)
4 少年保護事件付添扶助	768 (677)	79,026 (64,975)
5 中国残留孤児国籍取得支援活動		
イ 身元未判明者分	48 (24)	7,200 (3,600)
ロ 身元判明者分	10 (2)	3,000 (600)
6 難民法律援助		482 (1,093)
イ. 法律援助		
法律相談	18 (—)	
難民認定申請等援助	1 (1)	
ロ. 難民法律ガイド	2 (10)	

表4 法律扶助国際比較表

(法律扶助協会事務局調べ)

国	イギリス	アメリカ	ドイツ	フランス	韓国	日本
根拠法 (現行)	1988 法律扶助法	1974 法律サービス協会 法	1980 訴訟費用援助法 1980 助言援助法	1991 法律647号	1986 法律救助法	なし
実施 機関	法律扶助委員会	法律サービス協会	裁判所	法律扶助評議会	法律救助公団	法律扶助協会
実施 内容 および 規模	(1995) 民事法律扶助 373,000件 法的助言・援助 1,506,000件 代理の援助 21,000件 当番弁護士 971,000件 刑事扶助 461,000件	(1994) 民事援助 1,680,000件	裁判援助 347,639件 助言援助 182,804件 (1990)	民事扶助 301,790件 刑事援助 157,080件 (1993)	(1994) 救助処理 37,729件 法律相談 344,364件	(1995) 民事援助 ●裁判援助 5,929件 ●裁判前援助 示談交渉218件 助言 7,372件 法律相談 43,168件 刑事被疑者 弁護援助 1,977件 少年保護事件 付添援助 677件
合計 支出 額	2,561億円	691億円	262億円 (1990)	209億円	9億円	27億円
負担 庫の	1,967億円	423億円	262億円 (1990) (但し、利用者 に負担金有)	209億円	6億4,000万円	2億5,576万円 (他に震災援助 3億3,448万円)
人口 (1992)	5,471万人	2億4,998万人	8,027万人	5,737万人	4,321万人	1億2,361万人
国民 一人 あたりの 費用	3,595円	169円	326円	364円	15円	2円

(1ポンド170円)

(1ドル110円)

(1マルク65円)

(1フランス20円)

(100ウォン15円)

フランスにおける法律援助に関する一考察